

# 第4次米原市行財政改革大綱

## (行政経営と改革の基本方針)

令和2年(2020年)3月



米原市

# 目 次

---

第1	行財政改革の必要性	• • • • • 1
第2	行財政改革の基本理念および目標	• • • • • 2
1	行財政改革の基本理念	
2	行財政改革の目標	
第3	行財政改革の位置付けと基本方針	• • • • • 3
第4	行財政改革推進項目	• • • • • 5
	<<基本方針1>>行政経営システムの構築	
	<<基本方針2>>職員の意識改革と働き方改革	
	<<基本方針3>>多様な主体による協働のまちづくり	
第5	行財政改革大綱の体系	• • • • • 9
第6	行財政改革大綱の推進	• • • • • 10
1	推進期間	
2	推進体制と進捗管理の方法	

## 第1 行財政改革の必要性

本市が令和2年度から取り組む行財政改革は、社会情勢の激しい変化や庁舎の統合が予定されている中で、これまでの行政経営<sup>※1</sup>の在り方を見直し、未来につなげる持続可能な行財政基盤を確立するとともに、職員の意識改革と働き方改革、行政経営および地域経営の改革を実行しようとするものです。これらは、第3次行財政改革大綱を単に引き継ぐものではなく、行財政改革大綱を行政経営および改革の基本方針として策定するものです。

### 本市を取り巻く社会情勢

#### ◆ 未曾有の人口減少社会・超少子高齢社会の到来

- ・自治会機能の維持や地域経済などに深刻な影響
- ・市税を中心とした歳入の減少や社会保障関係経費の増加
- ・人口減少、経済の縮小に伴う身の丈にあった行政経営

#### ◆ 厳しい財政見通し

- ・扶助費や公債費等の義務的経費の増加
- ・普通交付税の合併算定替の特例期間の終了に伴う削減
- ・公共施設等の将来コストの増加

#### ◆ 情報通信技術の発展と庁舎の統合

- ・AI<sup>※2</sup>などICT<sup>※3</sup>を使いこなす自治体への転換
- ・庁舎の統合を契機とした事務の在り方を見直し
- ・時間の使い方の変化に伴う職員の意識改革の推進

#### ◆ 多様な主体による協働のまちづくりの推進

- ・多様な主体が目標に向かい力を合わせ、分野の異なる人々の特性を生かしたまちづくりを推進

社会情勢の変化と厳しい財政状況への対応として、  
公共の在り方を見つめ直し、  
効果的・効率的な行政経営と地域経営の実行が必要

## 行政経営改革の取組

※1 民間の優れた経営理念やマネジメント手法をこれまで以上に積極的に取り入れながら、市民にとって最適な施策を選択していく行政経営の視点から、成果に重点をおいて改革に取り組む必要があり、行政経営という表現をしています。

※2 AI: Artificial Intelligence 人工知能

※3 ICT: Information and Communication Technology 情報通信技術

## 第2 行財政改革の基本理念および目標

---

### 1 行財政改革の基本理念

---

#### 基本理念

市民、地域とともに創る「住みよさ実感 米原市」の実現

住み続けたいと思えるまち、住んでみたいと思われるまちを目指すためには、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)に磨きをかけ、統合庁舎のコンベンションホール等の交流エリアや米原駅東口周辺まちづくり事業など新しい経営資源を有効に活用する必要があります。そうしたことにより行財政基盤の確立を推進するとともに、市民と地域と行政が情報と目標を共有し、互いの役割と責任を自覚しながら協力してまちづくりに取り組むことが必要です。

このような観点から、社会情勢の変化に対応できる効果的で効率的な行政経営および地域経営を実行し、市民、地域とともに「住みよさ実感 米原市」の実現を目指します。

### 2 行財政改革の目標

---

#### 改革目標

社会情勢の変化に対応できる効果的・効率的な行政経営と地域経営の実行

基本理念の実現を目指して、行財政改革の目標を設定し、不断の取組を推進します。

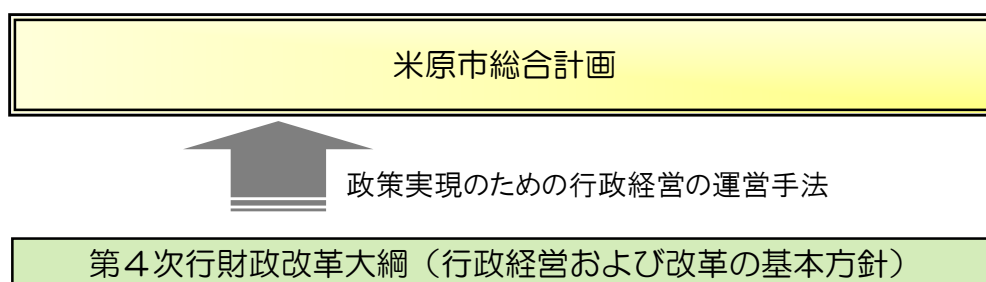
この目標達成に向けて、「最少の経費で最大の効果を挙げる」「組織および運営の合理化」という行政の使命を貫きます。

### 第3 行財政改革大綱の位置付けと基本方針

#### <行財政改革大綱の位置付け>

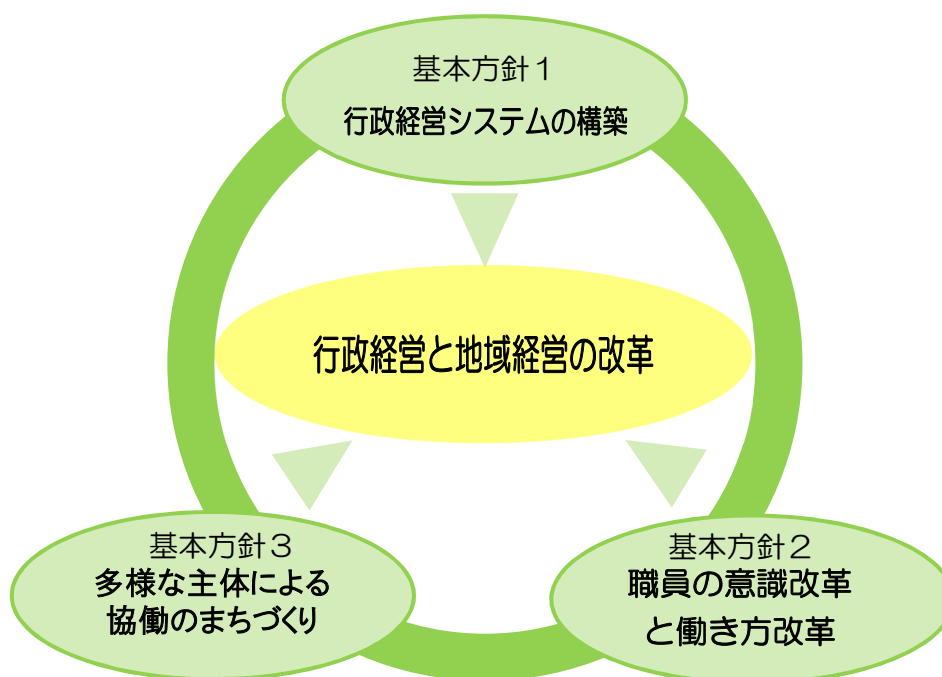
行財政改革大綱は、米原市総合計画に掲げる政策の実現のための行政経営と改革の基本方針と位置付けます。

これまで行財政改革大綱において実施計画を策定し、総合計画とは別に行財政改革の進捗管理を実施していましたが、これを改め、総合計画の進捗管理にあわせ行財政改革の実施状況を確認します。



#### <3つの基本方針>

行財政改革の目標の実現に向けて、次の基本方針を掲げ、計画的に取り組みます。



## ■ 基本方針1 行政経営システムの構築

行政経営の改革を進めるため、合理的・客観的、中立公正な基準に基づき行政経営を進める仕組みと外部評価(外部有識者との意見交換会)を導入します。

これまで行財政改革の外部評価として、進捗状況の報告を行財政改革市民会議において実施してきましたが、これまで以上に行政以外の外部視点による専門性の高い意見を行政経営に反映するため、外部有識者との意見交換会を実施し、行財政改革の推進に係る指導・助言をいただく仕組みとします。

## ■ 基本方針2 職員の意識改革と働き方改革

市民や地域とともに行財政改革を推進し、実効性のあるものにするためには、それを担う職員の意識や能力の向上が不可欠です。

庁舎の統合を契機として、職員同士のつながりを強化し、社会情勢の変化や地域課題に対して迅速に対応できるよう職員の意識改革を進めるとともに、情報通信技術等を活用しながら、効果的・効率的に仕事を進めます。また、市民の信頼の基礎となる職員の法令等の遵守がより一層求められており、職員のコンプライアンス意識の徹底が必要です。

業務プロセスの見直し、部局間連携の推進、組織体制の改革により、最少の経費で最大の効果が得られるよう行政サービスの質的向上や職員の働き方改革に取り組みます。

## ■ 基本方針3 多様な主体による協働のまちづくり

社会情勢の急速な変化に伴う行政ニーズの多種多様化による「公共」の範囲が拡大しており、拡大した「公共」の領域を市民、地域、事業者等が担う取組の推進が必要です。自治会など地域との協働や事業者等の積極的な活用による効率的で質の高いサービスの実現を目指します。

また、自治会や地域活動団体など地域と連携して、持続的なまちの発展に向けて、地域自らが意欲的に取り組む意識を醸成し、社会情勢の変化や人口減少に対応できる地域経営を促します。

地域活動団体の在り方の検討として、事務局の在り方や、職員が協力する事業について、その役割と責任の明確化を図ります。

## 第4 行財政改革推進項目

行財政改革目標を実現するために、次に掲げる行政経営および改革の課題に取り組みます。

### 《基本方針1》 行政経営システムの構築

#### 1 行政経営システムの構築

##### ① 総合計画、予算、決算、目標管理の一体化の推進

・行政経営の効率化のために、総合計画の推進、予算、決算、目標管理等の情報をデータベース化し、様式をシンプルにしたシステムを構築します。情報の一元管理により、市役所全体で行政経営の情報を共有し、PDCA サイクルによる進行管理を円滑に行います。

##### これまでの推進スケジュール

	4月～7月	8月	9月	11月～翌年1月
予算		概算要求		予算要求・予算化
目標管理	部局別重点目標管理		オータムレビュー	
行財政改革	前年度内部評価	市民会議		
外部評価 (事務事業見直し)	進捗管理		意見交換会	

##### 第4次大綱における推進スケジュール

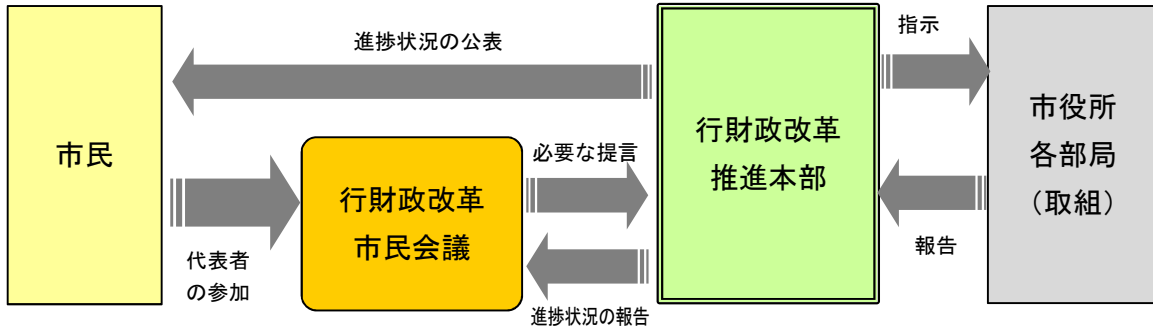
行政経営システム	部局別重点目標管理	概算要求 市民会議 外部有識者意見交換会	オータムレビュー	予算要求・予算化 内部評価(事務事業検証：年度末)
----------	-----------	----------------------------	----------	------------------------------

##### ② 外部有識者との意見交換会の導入

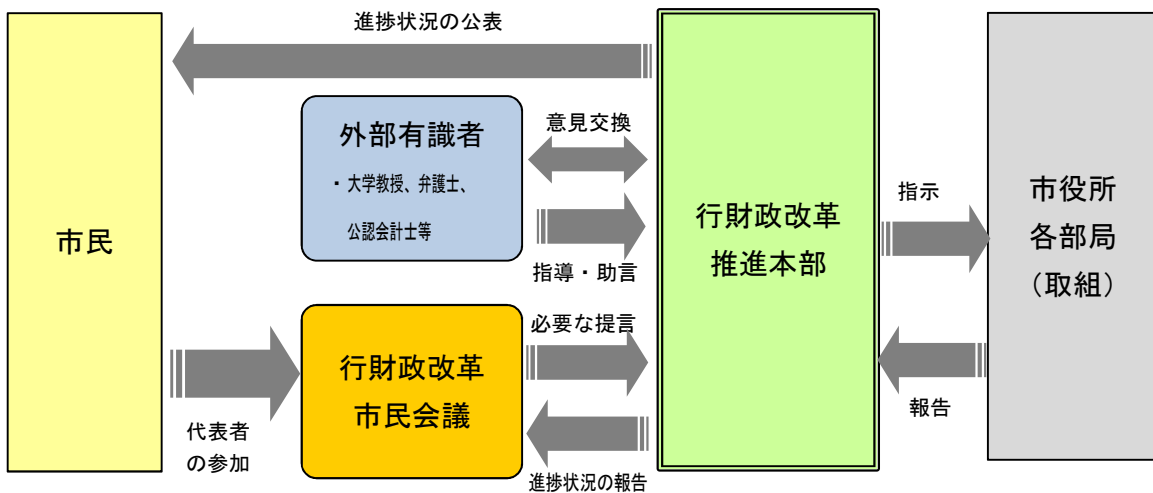
・外部有識者との意見交換を実施することで、客観的基準に基づき、総合計画の事務事業レベルで評価を行い、行政経営の改革を推進します。

・外部有識者との意見交換は事業の存廃を判断するものではなく、政策実現のための事業手法に対する意見交換を実施します。

【第3次大綱】



【第4次大綱】



《基本方針2》 職員の意識改革と働き方改革

1 業務の棚卸し

① 業務の棚卸しの実施

- ・業務のプロセスを明らかにして、事業の見直しを図ります。
- ・業務の棚卸しを通じて、人材育成と職員の意識改革、ICT<sup>※2</sup>等の活用と働き方改革、組織体制の改革、民間活力の積極的な活用を推進します。

2 人材育成と職員の意識改革

① 人材育成と職員の意識改革

- ・人材育成基本方針に基づき職員の資質を高めるため、職員一人ひとりが行政経営を行うという意識を持って業務に取り組み、市民や地域から信頼される職員を育成します。

② コンプライアンス意識の徹底

- ・市民の信頼の基礎となる職員の法令等の遵守がより一層求められます。内部統制制度の充実を図り、不祥事を二度と起こさないようコンプライアンス意識を徹底します。



### 3 ICT等の活用と働き方改革

#### ① AI、IoT、RPAの活用の推進

・AI、IoT<sup>※4</sup>、RPA<sup>※5</sup>等のICT技術の活用による業務改革を進め、市民サービスの質的向上と業務の効率化に取り組みます。

※4 IoT:Internet of Things 様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、相互に通信することにより自動認識や自動制御などを行うこと

※5 RPA:Robotic Process Automation ロボットによる業務自動化の取組み

#### ② 文書量の削減

・ペーパーレス推進による事務所内の文書削減に取り組みます。書庫移管・保存ルールを見直し、文書の削減に取り組みます。

#### ③ 会議の在り方の見直しとコミュニケーションの強化

・職員の時間の使い方を見直すため、庁内会議の時間を削減するとともに、ICT等の活用やペーパーレスの推進により、会議の在り方を見直します。

・ICT技術の活用による業務改革にあわせ、市民とのコミュニケーションや職員間のコミュニケーションの強化に取り組みます。

### 4 組織体制の改革

#### ① 効率的で機動的な組織体制整備

・統合庁舎のメリットを生かし、庁内連携を推進し、多種多様化する行政課題に取り組みます。

・市民にとって利用しやすい市民サービスの構築や、職員の働き方改革の推進のため、事務事業の統合や所管の見直しを行います。

## 《基本方針3》 多様な主体による協働のまちづくり

### 1 まちづくりを担う多様な主体との協働

#### ① 協働のまちづくりの推進

・総合計画に掲げる地域の目指すべき姿(多様な主体による協働のまちづくりの推進、新しい地域の仕組みづくり)の実現に向け、行政から積極的な働きかけを行い、自治会や地域との信頼関係を構築し、協働のまちづくりを推進します。

・多くの市民が自らの知識や経験を生かして活躍できるようまちづくり活動を担う人材を育成します。

## ② 民間活力の積極的な活用

・公共的サービスを行政が直営で行うより事業者等が行う方がサービス水準の向上や経費削減を図ることが見込まれる業務は、PPP<sup>※6</sup>/PFI<sup>※7</sup>等の手法も検討しながら、積極的な民間活用に取り組みます。

※6 PPP:Public Private Partnership 官民連携・公民連携

※7 PFI:Private Financial Initiative 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法

## 2 広報および公聴の見直し

### ① 広報および公聴の見直し

・市の政策を市民に理解していただくため、情報発信媒体の見直しや出前講座等の見直しなど、広報の方法について検討します。

・地域の状況、市民の真のニーズを把握するため、公聴の方法について検討します。

## 3 地域経営改革

### ① 地域課題の把握

・自治会や地域活動団体の課題を把握し、自治会や地域活動団体への従来の補助金の在り方や、市からの依頼(委嘱やボランティア)事項の整理、見直しを行います。

### ② 市民意識の醸成

・社会情勢の変化、地域の目指すべき姿を地域と共有し、その役割と責任を自覚できるよう、自治会や地域活動団体などと連携して、持続的なまちの発展に向けて地域自らが意欲的に取り組む意識を醸成します。

### ③ 地域活動団体の在り方の検討

・各種協会や実行委員会の事務局の在り方を検討します。

・職員が協力する市が主催ではない事業について、役割と責任の明確化を図ります。

### ④ 地域活動団体の見直し支援

・人口減少など社会情勢の変化や新たな地域課題の解決に向けて、地域において効果的な取組が行われるよう、地域活動団体に対して行政から積極的に働きかけ、活動の推進を支援します。

## 第5 行財政改革大綱の体系

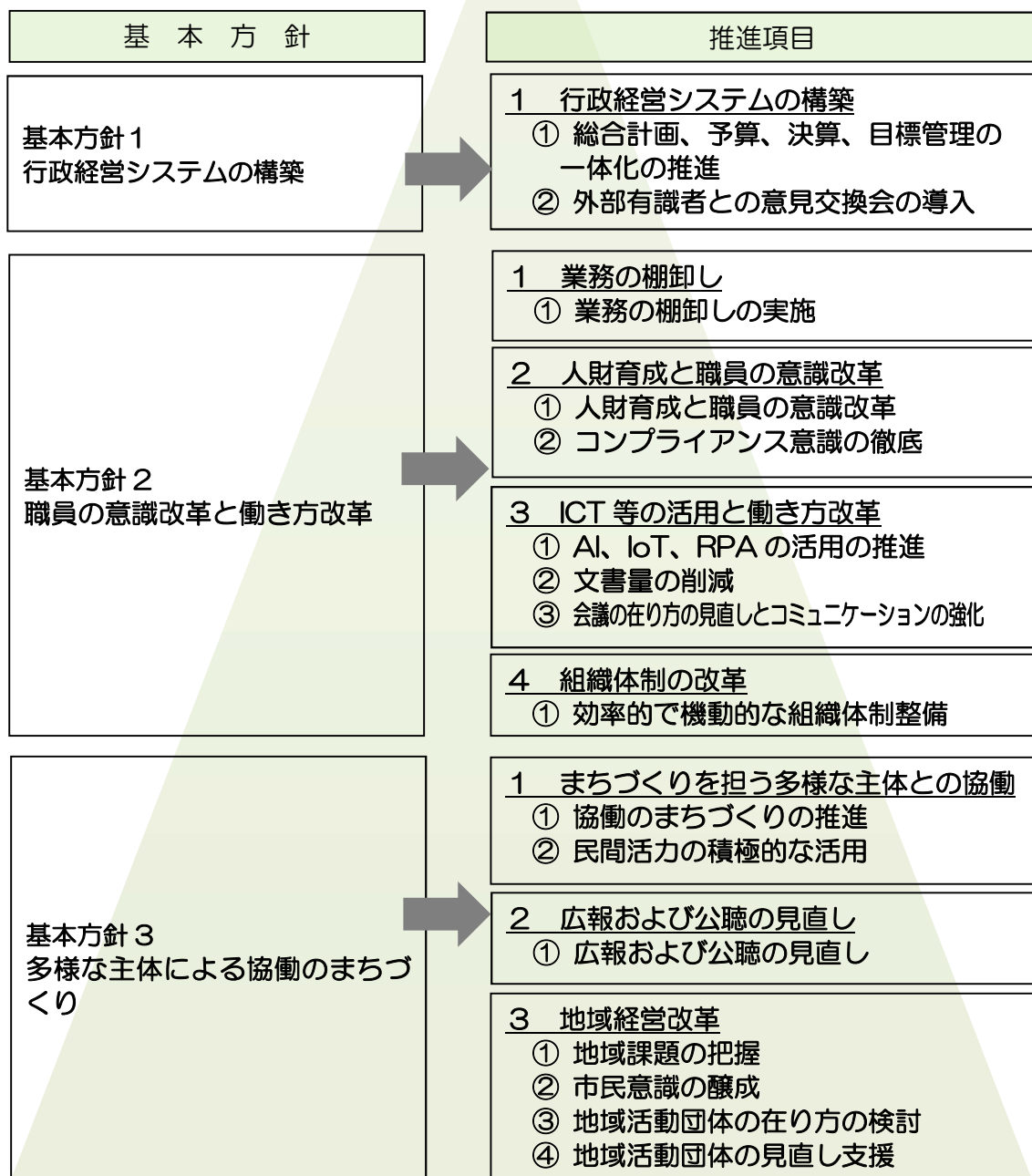
理念

市民、地域とともに創る「住みよさ実感 米原市」の実現

目標

社会情勢の変化に対応できる効果的・効率的な行政経営と地域経営の実行

基本方針と推進項目



第2次米原市総合計画の推進

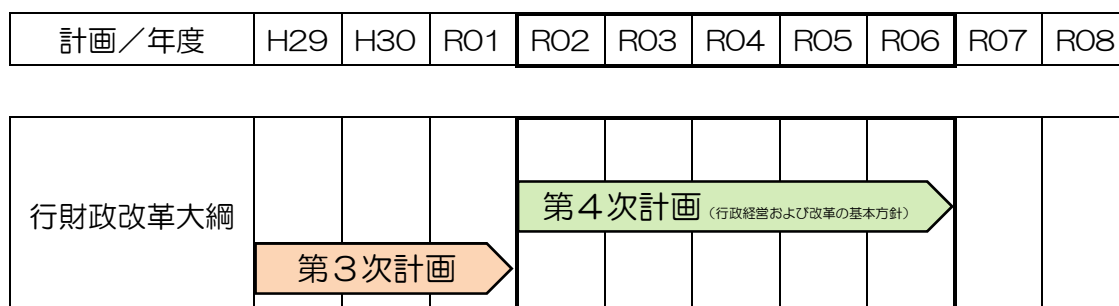
## 第6 行財政改革大綱の推進

### 1 推進期間

行財政改革大綱は、令和2年度から令和6年度までの5年間で推進期間とします。

### 2 推進体制と進捗管理の方法

行財政改革大綱に基づき、行政経営および改革を着実に取り組むため、具体的な取組内容、時期および目標を行政経営システムの構築をする中で明確にし、総合計画等と一体的に進捗管理します。



#### ■ 推進体制

##### 行財政改革推進本部員会議

- ・幹部職員で構成する行財政改革推進本部を設置し、行財政改革大綱を策定します。全庁的な取組であることから、本部員は行政経営および改革の司令塔として総合計画の進捗管理・内部評価を的確に行うとともに、所属職員に対して適宜必要な指示と情報提供を行い、意識改革の醸成に努めます。

##### 行財政改革市民会議

- ・本部員会議で実施された内部評価について調査審議します。また、外部評価の重点テーマを選定し、外部評価の結果について調査審議します。

##### 外部有識者との意見交換会

- ・市民会議で選定された重点テーマについて、本部員会議で実施された内部評価について、専門的見地から意見交換を行い指導、助言します。

## ■ 進捗管理等

### ① 進捗状況の管理

- ・行財政改革の推進項目の進捗状況を管理するため、重点目標管理等の内部ヒアリングを行うとともに、各年度の終了時において、客観的な基準に基づき、進捗状況を内部評価として取りまとめます。
- ・内部評価を取りまとめたのち、本部会議および市民会議において進捗状況を確認し、当該年度および次年度の事業の進行管理に反映します。

### ② 外部評価のテーマ

- ・外部評価を行う際の重点テーマを年度毎に市民会議において選定し、事業の進捗、事業の効果など様々な視点で評価を実施し、事業の推進、改善（見直し）に取り組みます。

### ③ 成果の公表

- ・行財政改革の取組内容および成果を公表します。なお、公表に当たっては、市民の理解が得られるよう、分かりやすい情報提供に取り組みます。

## ■ 行財政改革大綱の推進体制と進捗管理の関係図

